

# 天文期木沢長政の動向

——細川京兆家・河内義就流畠山氏・大和国をめぐって——

山下 真理子

## はじめに

明応の政変で幕府を中心に権力を握った管領細川政元死後、その後継者争いを発端として、ひいては足利將軍の跡目争いまで発展し、畿内の各地では戦乱が起こることとなる。この細川氏後継者争いの中で三好氏は細川澄元―晴元親子の後ろ盾となり、天文一八年（一五四九）の江口の戦いで晴元を追放後戦国期の畿内において権力を握ることとなった。当時の三好政権は、畿内社会において織豊政権に先駆けて室町幕府を克服しようとしたブレ統一政権と言及される<sup>①</sup>。しかし、三好氏が畿内において権力基盤を確立させた以前に、三好氏と同じ細川氏被官の立場でありながら、権力化をはかろうとした人物がいた。それが今回とりあげる木沢長政である。

木沢長政という人物は、天文年間に河内義就流畠山氏の畠山在氏と細川京兆家である細川晴元の二人の被官として、活躍した人物である。元々木沢氏は応仁の乱以後分裂状態であった義就流畠山氏の被官一族であった<sup>②</sup>。しかし細川晴元被官であった木沢長政は享祿四年（一五三二）もう一人の主君である畠山義堯から二度飯盛城を攻められるが、享祿五年（一五三二）、細川晴元の下にいた木沢長政は同僚であった三好元長を滅ぼすと、元長に味方をした畠山義堯

を自刃に追い込んだ<sup>3</sup>。その後義堯の弟である在氏を担ぎ、天文一一年（一五四二）三月に亡くなるまで、河内での実権をほしのままにしていた。木沢長政に関しての概略を述べたが、彼に関して触れられている先行研究は意外にも少ない。そもそも、彼自身を主体として扱った論考は皆無であり、義就流畠山氏の被官としての活動をとりあげられるのみに限定されている状況にある。

その現状をとりあげると、木沢長政について弓倉弘年氏<sup>4</sup>は、長政が以前の畠山当主の判物を先例化したことで、河内国での守護権力を掌握し分国支配を行おうとしていたことを指摘している。これについて後ほど再び触れたいと思うが、天文六年（一五三七）段階で畠山在氏の主立った被官が木沢氏であり、かつ守護代家に相当した遊佐氏の名前が見られないことを指摘し、義就流畠山氏内での実権を掌握していたことを指摘をされた。

小谷利明氏<sup>5</sup>は本願寺と河内守護の関係を考える上で、その一つに木沢長政の存在を指摘している。長政とライバル関係にあった政長流畠山氏側の守護代である遊佐長教は本願寺と対立姿勢を示す一方で、河内国本願寺寺院の遷住問題についての決定に注目している。長政が同意したものを長教が渋っていたとして、政長流方の遊佐長教と義就流方の木沢長政の勢力バランスを崩す問題があったと述べている。いずれも畠山氏内木沢氏についての動向に限られる。細川側においての活動として、天野忠幸氏は長政が晴元体制下の「御前衆」の一人としての存在を指摘されている。それは被官同士もしくは摂津国人等で縁戚関係を結ぶことにより、組織と在地の結びつきが強固され、長政はその一部であることに注目している<sup>6</sup>。しかし晴元下の長政の実質的な活動についても今まで検討されていない。また、彼の動向が詳しい『天文日記』等から大和国においての事績が確認されているが、未だ自治体史で概説的に述べられているのみである。このように当時の中枢機関・諸勢力と関わりをもった長政の動向研究は戦国期畿内社会が形成される過程を検討する上で重要である。よって本稿では、長政の活動が活発になる天文期の長政の動向について、河内義就流畠山氏・細川晴元・大和国の三点に注目する。長政の動向を踏まえた上で、多方面で活動をした彼の動向について検討し、その動向は後の三好政権にどのように影響するのかを考えたい。

## 第一章 河内義就流畠山氏での活動

長政の天文期の活動としては、まずはじめに述べたとおり、弓倉弘年氏・小谷利明氏で長政の活動が触れられている。中でも弓倉弘年氏は、木沢長政の評価として河内での活動から家格的には守護代家ではない長政が、細川晴元の支援を受けて、義就流畠山氏内での実権を掌握しようとしていると述べている。さらに代々の河内守護である畠山氏に代わって河内の守護への就任を望んでいたのではないかと言及している。

また戦国期河内の公権力者である畠山氏が発給された文書を通してどのように認識されたかを検討した矢田俊文氏は、守護代である長政と遊佐順盛の保証効力が認められる文書例<sup>⑧</sup>をとりだし、守護発給の文書のみならず、受給者側が守護代が発給する文書を欲することで、守護発給文書単独では権利が保障されなくなったことを指摘し、当時は守護代発給文書と守護発給文書がそろうことではじめて効力が発揮されたことを言及している。

先行研究では河内守護代であった木沢長政が守護であることを望む反面、実質は河内国内で守護・守護代両方の権限が以前より重要視されていたため、必ずしも河内支配が長政に委ねられているわけではないことが把握できる。

本章では、先行研究で検討された畠山氏での長政の活動を確認しつつ、次章で述べられる他活動の比較検討の一端としたい。また、長政以外の木沢氏の活動にも注目したいと思う。

### 一 木沢氏の出自

まず河内での活動を確認する前に、木沢氏の出自に触れたいと思う。木沢氏は元来より畠山氏の被官として存在した一族である。弓倉氏による畠山氏紀伊支配に関わった内衆の研究によると、木沢氏の姿が確認されている<sup>⑨</sup>。応永一四年（一四〇七）八月二六日付「畠山満慶施行状案<sup>⑩</sup>」に木沢兵庫助入道善堯という人物の確認され、在京奉行人として活動をしていた可能性が指摘されている。または応永二六年（一四一九）八月三日付「畠山満家奉行人連署奉書

案<sup>①</sup>」でも遊佐国盛とともに木沢運因という人物も在京奉行人であると確認されている。彼らは木沢長政の血縁と考えられるであろう。長政は義就流畠山氏の守護代であると言及されるが、遊佐氏のように守護代の立場として、活動を行っていた経歴はない。守護代に就任する者の多くは守護の同族か内衆と称される直臣から選出される。畠山氏の場合、守護代は遊佐氏及び神保氏によって世襲される状況にあった。しかし長政の時期に入り畠山在氏を擁立したこと、また代々世襲した遊佐氏の名前が見えないことから守護代として一変したと考えられる。次章から、義就流畠山氏内の木沢長政の動向を確認していく。

## 二 義就流畠山氏内の木沢長政

それでは次に、天文期における義就流畠山氏内での長政の活動を確認したい。当時畠山氏は義就流畠山氏と政長流畠山氏の二系統に分裂していた。義就流畠山氏は畠山義堯死後、畠山在氏が跡目を継ぎ、飯盛山城に拠点を置いていた。一方政長流畠山氏は、当主が畠山植長であったが、天文三年（一五三二）遊佐長教等が植長を追放し畠山長経を擁立するようになった。しかし長経の在留期間は短ったようで、畠山晴熙が総領名代を勤めた後、天文七年（一五三七）には畠山弥九郎が家督として高屋城に入っている<sup>②</sup>。このような状況下河内の状態を、今谷明氏は河内を南北で分権する「半国守護体制」と示されたが、後に弓倉氏はこれの批判として政長流方の遊佐長教と木沢長政との共謀により義就流・政長流の両方で統治をする「河内半国体制」がとられていたと指摘している<sup>③</sup>。木沢長政はその中で義就流畠山氏に入り、畠山在氏を擁して専横化をしている。それが確認できる史料として次のような文書があげられる。

【史料一】畠山氏継目判物礼銭注文<sup>④</sup>

御屋形様継目御判礼銭注文

参貫文

飯盛<sup>一、在氏一</sup>御屋形様小次郎殿

壹貫文御屋形様御奉行

平若狭守

壹貫文同

井口殿

壹貫文同

木沢中務殿

壹貫文

木沢左近大夫入道殿禮也

〇貫文

木沢左京亮殿長政

貳貫文是者取継

窪田豊前入道殿

以上合拾貫文

文殊院年預之時

天文六年丁酉十一月十三日

宥盛

右の史料によると、義就流畠山氏の観心寺が継目判物をもらつた事による札銭対象者の一覽であるが、この札銭を受け取るほとんどの人物が木沢姓であることが確認できる。またこの中で取継として書かれている窪田豊前入道も長政の与力衆の一人である可能性があり、<sup>16</sup>当主である在氏を除く、半数以上が木沢長政の身内であることがわかる。また、木沢長政は独自で判物を発給している。それを確認していきたい。

【史料二】木沢長政書下17

河内国勸心寺領同七郷地頭領家事、雖為半済、悉被還附訖、然上者、下司公文職、同諸散在共、以全被領知、段錢以下臨時課役并検断等、任御代々御判旨、被免除之条、弥無相違、被寺務、国家安全可被抽懇祈之状如件、

天文元

十一月十三日

長政（花押）

天文期木沢長政の動向

観心寺衆僧御中

という内容を観心寺へ送っている。従来観心寺へは畠山氏及び守護代である遊佐氏が発給しており、木沢氏はこれ以前より観心寺へ段銭等の免除の内容を送ったことはない。また書止文言から「下知」や「執達」などが使われず、独自のものであると考えられる。また弓倉氏はこの史料についてさらに「任御代々御判」と記していることから、畠山氏の立場を継承し分国支配を考えていたのではないかと指摘している。さらに次のような史料が確認される。

【史料三】 木沢長政施行状<sup>8</sup>

河内国天野山金剛寺領事、任代々宣旨院宣手継証文旨、令免除四至内田畠山野以下諸当官物并国役臨時之雜事關所檢断等、禁断殺生、可致寺家領知由、任 御判旨、知行不可相違者也、仍状如件、

天文六年<sup>西</sup>十二月十三日 長政（花押）

金剛寺年年預御坊

右の史料は、河内国内の金剛寺へ長政から送られた施行状であるが、弓倉氏は天文元年の【史料二】の「任御代々御判」と天文六年【史料三】の「任御判旨」という文言の変化に注目し、「御代々」がなくなったことで長政が現当主である畠山在氏の判物による安堵となったと指摘している。【史料一】天文六年以降は木沢長政は在氏を守護として、自らは守護代家権力を掌握し、その上で長政主導の支配が行われたことが確認できる。

三 木沢浮泛について

前節では、畠山在氏の被官人の内訳や長政に関する判物について、先行研究での検討の下確認を行なった。ただし、

長政の他に木沢氏で独自の判物を発給をした人物がいることをここで指摘しておきたい。木沢長政の父、浮泛である。以前の【史料一】から木沢浮泛という人物が確認できると思うが、畠山在氏被官として記されている。浮泛についてもあわせて確認したいと思う。

【史料四】木沢浮泛折紙<sup>19</sup>

河内国勸心寺七郷地頭領家両職之事、任御代々御判之旨并長政一行、不可有相違之状如件、

天文六年十一月十三日

沙弥浮泛

観心寺

年行事

浮泛という人物は、本願寺の証如が著した『天文日記』にもたびたび登場し、天文九年七月に長政から義絶されている人物であるが、観心寺宛の浮泛から数通の判物が発給されている。右の判物は「任御代々御判之旨并長政一行」と記され、以前の畠山氏の判物と長政の一行が間違いないことを認めている。矢田俊文氏はこの浮泛の文書に対して遊佐就盛の文書を<sup>21</sup>一方に事例を出し、浮泛の「長政一行」を長政が守護代であるものによる保証として判断した。一方で小谷利明氏も守護代でない浮泛がこのような文書を出したことに注目し、畠山氏の遵行体制の変化が成されていると指摘されている。<sup>22</sup>しかし、【史料四】を確認すると、代替わりが確認できる【史料一】と同じ年月日である。ここでは「任御代々判物并長政一行」とあり、何故在氏の「御判」でなく、「御代々判物」を示したのであるうか。一方で弓倉氏の在氏判物による安堵の指摘を則り、【史料四】の浮泛の文面に注目したい。代替わりの判物をもらった直後に現当主の判物でなく以前の当主が発給した「御代々御判」と「長政一行」が間違いないことを述べていることがわかる。ここで、現当主在氏の「御判」を示さない矛盾が生じる。一方で同じ内容に対し、在氏も安堵状を同じ年月日に出している。

【史料五】天文六年十一月十三日付「畠山在氏安堵状」

(『観心寺文書』、『大日本古文書』家分け第六、二三四号)

河内国観心寺領同国観心寺七郷地頭領家両職半分事、任代々支証并当知行旨、領掌不可有相違之状如件、

天文六年十一月十三日 在氏(花押)

観心寺

年行事

【史料五】は「観心寺七郷地頭領家両職半分」を認める文言となっており、【史料四】と比べ、「半分」の違いがある。おそらく「半分」は半済を指すかと思われるが、浮泛は半済を認める権限までは許されなかったかと思われる。しかし浮泛が何故現当主の「御判」と記さず、以前の畠山当主が調えた「御代々御判」と「長政一行」で記したのであるか。【史料二】の木沢長政の文書を確認し、木沢氏独自の保証を在氏の安堵状と併せて改めて行つたのではなからうか。一方浮泛の数少ない行動として次のような史料が見られる。

【史料六】『天文日記』天文七年一月二十一日条

木沢申とて、自中坊若井方へ河州両寺還住事浮泛二申聞候間、可有歸寺由申候、畠山右衛門督へ小次郎事也就還住之儀、太刀、馬代遣候て可然之由、依木沢意見今日遣候、使藤井也、(後略)、

右の史料は、河内国にある久宝寺と出口のある寺院の還住について以前長政に尋ねた件の返答である。「河州両寺還住事浮泛二申聞候間」と在氏側での協議では木沢浮泛が関わりを持つてることがわかる。その意見として浮泛は還住は妥当だろうということを聞き、本願寺に対して還住については在氏に太刀と馬代を遣わすよう手配するのがい



いだらうと意見を述べている。このように浮泛は在氏の周辺について意見を述べられる立場だったことが確認できる。また【史料一】に認められるように、役職は明確に書かれていないが浮泛も礼銭をもらっている立場にあり、在氏の側にあつて長政の代理であるだろうことが窺い知れる。小谷氏は、遵行体制の変化と捉えているが、【史料五】の在氏判物がある以上、畠山氏の枠組みを飛び越えた木沢氏の独自の保証として捉えられるのではなからうか。一方で長政だけではなく浮泛が発給している文書に関しても見直さねばならないと考える。

### 小括

木沢氏は天文年間より在氏を守護として、【史料三】のように在氏の「御判」を則りながら守護代として確立し、義就流畠山氏の家中で実権を握っていた。河内領国内の観心寺や金剛寺へ独自の判物が確認される一方、在氏が正式に観心寺に対して継目証文を出す際に、浮泛を使って【史料一】の再確認して【史料四】で再び木沢氏の保証確認を行っている。在氏を当主として掲げてはいるが、守護である畠山氏の保証ではなく、木沢氏の独自の保証を行っていること、またそれが河内国内で保証された受給者側も必要であったことが理解できた。木沢氏は守護代として天文六年時期に在氏を支えたが、一方で父浮泛を利用し義就流畠山氏とは別の保証を確立させていたと考えられる。

## 第二章 細川京兆家での活動

天文期の京兆家当主である人物は細川晴元に当たる。細川政元が病没して以降細川京兆家は家督相続に混乱を極め、細川高国と晴元がその座を巡り争っていた。木沢長政は細川晴元と関係をもっていたが、晴元以前に細川高国とも関係を持っていた。

【史料七】『二水記』享祿三年（二五三〇）二月十八日条

十八日、（長政）者木沢畠山彼官人也、而依令害遊座出奔、其後為常桓彼官人之分、今度河内国於所々有武勇之誉、（細川高直）被而称有述懷、又近日境六郎為彼官云々、言語道断、無所存之由各笑之、（後略）

この史料によると、木沢長政は畠山の被官人であるが、遊佐某を生害した後に細川高国の被官となったことが記されている。河内国で戦功をたて、最近では細川晴元の被官となったと噂されている。享祿三年二月以前の長政は畠山の被官から高国の下へ転身しているが、その当時の長政については、明確な史料がないため詳らかではない。右の史料は噂の一端ではあるが、周囲からはこの頃より高国から晴元へ所属を移したと見て取られている。享祿五年（二五三三）には、晴元と敵対関係であった三好元長を本願寺一向宗に助力を乞い滅ぼしている。24さらには晴元と敵対し、元長に協力を求めた畠山義堯に攻められるが、自刃にまで追い込んでいく。天文期に入ると、晴元の下での活動が徐々に見られるようになった。合戦の面では『細川両家記』や『足利季世記』等の軍記物で活躍は見られるが、一方で特に对本願寺の面で長政の行動は目立つようになった。その様子を本願寺側の史料から確認したい。

### 一 細川・本願寺間を繋ぐ木沢長政

さて、本願寺における木沢長政の行動の一端として以前の管領であった細川政元の仏事に際し、次のような行動をしていた。

【史料八】『天文日記』天文八年（二五三九）六月廿一日条

細川へ、就大心院卅三回、被執行七日仏事由候間、為香奠、以書状千足遣之、此通昨日木沢へ申遣之、直二彼人書札上之候、

右の史料から筆者である本願寺の証如から細川政元三三回忌の七日仏事に対して晴元へ香典を送ろうとしたことがわかる。それを木沢長政を通して晴元へ渡すよう話を通してゐる。享祿五年に元長を滅ぼすために、晴元は本願寺を頼ったが、その後すぐに晴元と対立後、本拠であった山科本願寺を六角定頼・法華衆門徒等に燃やされている。<sup>26)</sup> 天文二年六月頃には晴元と和睦し、以後長政等の被官達を仲介者として挟んで友好的な関係を築いている。また、長政自身も本願寺との間で河内または大和に対しての介入もあるため、密接な繋がりが存在する。晴元の仲介者としてこれきりで終わることなく、さらには摂津国關郡の問題に対して長政が関わっている。その一連の問題に関して見ていきたい。

【史料九】『天文日記』 天文七年（一五三八）五月一〇日条

從山中藤左衛門方、關郡德政事、自細川被申候間、申付候條、啓案内之由、以眞壁新介申越候、先可申聞之由、申させて返候、

【史料一〇】『天文日記』 天文七年五月一四日条

細川へ德政事以木沢申候、就其制札、諸公事免許候段申遣候、又政元、澄元制札見せ候、

【史料一一】『天文日記』 天文七年八月二日条

細川へ為制札之礼、一腰三千疋添書状、以八尾新四郎上候、木沢添状あり、古沢取次候、<sup>(津也)</sup>為礼五百疋遣候、木沢意見也、茨木へ<sup>鱒</sup>為礼一腰、馬代遣候、是も意見也、何も使八尾也、

【史料九】では山中藤左衛門<sup>27)</sup>から關郡内での德政に関して晴元より承ったのでと連絡をしている。さらに四日後、【史料一〇】では木沢長政を仲介して諸公事は免許してほしい返事を伝え、以前に出された細川政元・澄元時期の制札を

見せている。その後細川の制札に関してのやりとりは滞りなく進み、新たに制札が作られるようになる。【史料一】の三ヶ月後には、本願寺は細川晴元へ制札の札として、太刀「一腰」と「三千疋」を書状を添えて送っている。さらには、取次をした古津元幸や制札の書出をした茨木長隆へ御礼を送っている。何れも木沢長政が意見したことであると述べている。ここから、晴元並びにその周囲の被官人達の対応について本願寺側は長政を信頼していると考えられる。このように、長政は本願寺と細川晴元を繋ぐ仲介者として活動していることがわかる。

## 二 晴元被官の影響による交渉の広がり

前節で細川晴元と本願寺間の仲介者である木沢長政に触れたが、その延長上で晴元だけでなく、その仲介交渉は幕府へと広がっていった。次の記録は、加賀国の自治権をもつ本願寺に頼る京都通玄寺の文のやりとりである。

【史料一】 『天文日記』 天文五年十月十七日条

通玄寺殿より御文并細川、又長政書札到来候、此儀者先日被仰候味智郷之事、上意へ御申候へバ、御<sup>(4)</sup>なきよし被仰とて候、然者彼郷之事上意へ御申半候間申付候へ、従細川可申達由被申候と被仰候、

右の史料は、通玄寺の文と晴元・長政より書札が到来し、その内容は加賀国味智郷に関する内容である。加賀国味智郷とは、石山郡七郷の内の一つであり、南北朝期では、保善寺領であると記される。応永四年（一三九七）を境に通玄寺領に転じ、問題である当時は代官を務めていた白山本宮と公用銭に関する相論を起こしている状態であった。<sup>(5)</sup>この問題は以前より本願寺が將軍へ取りなしを頼んでおり、その間に細川晴元・木沢長政が介入していることが確認できる。また、長政は本願寺間のみならず、一方で関係をもった大和へも影響を与えるようになる。

【史料一三】 天文五年閏十月六日付「木沢長政書状」<sup>(29)</sup>

就戒重御成敗之義、為上意被御下知、重被仰出候、聊以不存疎略候、於始末者、猶中坊美作法橋房江、<sup>(英符)</sup>加談合可申入候、委曲御私設へ令申趣、宣令披露給候、恐々謹言、

壬十月六日

長政（花押）

興福寺

供目代御房

御返報

これは当時戒重左近將監という人物が、現在の奈良県桜井市にあった大仏供上庄を差し押さえたために、興福寺側は戒重氏を寺敵として捉え、これを罰しようとしていた。<sup>(30)</sup> そして右のような書状のように、戒重氏を「上意」、つまり幕府の意向により「御成敗」するとして、長政がその「上意」を獲得していることが把握できる。「上意」にこぎ着け、幕府公認の戒重左近將監の断罪権を獲得したことで、それは協力をした大和国人の十市氏へと影響を与えていた。総領であった十市遠忠は、【史料一三】から戒重左近將監の「御成敗」を十市氏が協力したことにより「上庄外護職」を興福寺側から仰せ付けられている。<sup>(31)</sup> 越智氏もこの「御成敗」について賛同しており、<sup>(32)</sup> そして戒重左近將監はこの「御成敗」により、【史料一三】の約一ヶ月前の天文七年一月二六日に亡くなっているため、<sup>(33)</sup> この「上庄外護職」とは、戒重左近將監が差し押さえていた大仏供上庄にあたるのだろう。このように、長政が「御成敗」の「上意」を獲得したことにより、その恩恵を受けた大和国人もいた。興福寺及び大和国人衆から幕府の「上意」を獲得できる存在として長政は認識されていたのである。後の章で再び、長政の大和での活動を別で触れるが、このように、長政が晴元の被官としていることで幕府との関わりをもつことが容易化したのである。

## 小括

以上、細川京兆家での長政の活動を主に確認した。その行動として、本願寺と晴元を仲介する性格が見て取れたが、その延長上幕府へと関わるのが容易くなったことがわかる。さらにはその幕府へと交渉できる権限を大和へ利用していたことがわかる。その権限は大和の興福寺や国人衆等に認知され、期待されていたことが考えられる。

## 第三章 大和での活動

何故長政は大和へ拠点を移したのかを導入として少し触れたいと思う。木沢長政が大和へ接点をもちうる理由として、過去の畠山氏の介入が考えられる。応仁の乱以降畠山政長・義就の間で大和他畿内において激しい戦いが繰り広げられる中、大和は十市氏や越智氏、筒井氏、古市氏などの国人衆が抗争を繰り広げ、没落と隆盛を繰り返していた。<sup>(34)</sup>そして細川政元死後は、細川氏の内訌や二統の將軍の抗争等、筒井氏と越智氏の対立が表面化し、大和はその戦渦により深く巻き込まれるようになる。実質両畠山氏は大和の守護ではないが、このように大和国人衆を包括し、戦渦を大和へと広げた結果、両畠山氏の大和への関わりは深いものとなっていた。それでは、内容に入りたいと思う。一信貴山城入城と「大和守護」天文五年六月二六日に木沢長政は信貴山城を築城し、入城している。

【史料一四】『天文日記』天文五年（一五三六）六月二六日

木沢方へ今度信貴山之上二城をこしらへ候て、はや移候間、従所々樽共行候條、遣候て可然よし、中坊とて候、三種五荷遣候、（後略）

このように本願寺は信貴山城完成と移動について祝いを送っている。信貴山城に拠点に大和へ干渉をするが、木沢長政が信貴山城を築城以前にも、その大和への干渉は存在し、「木沢大和衆」と長政は木沢と大和衆とが同じく行動していることが確認されていた。<sup>⑤</sup> また一方で、長政は本願寺に対してこのようなことを述べている。

【史料一五】『天文日記』天文五年一月二十日条

從<sup>(備前州元)</sup>右京大夫返書到来、出雲帰り候、木沢十六日二可越之由申候へ共、(中略)然者十八日昼ほど見參、則盃のませられ候として今日帰候、又先日就柱立之儀藤井遣候、其も帰候、其次に大和吉野上市下市還住之儀も此時木沢へ申候、其次第者、越智へ可有異見之由、從<sup>(下州細懸)</sup>上野申候、然如木沢返事にハ、不及覚悟候、大和之儀木沢為守護間、木沢進退候之由、色々申事候間、則其通吉野へ可申越之由、上野二申付候也、

ここでは、木沢長政と一八日の昼に面会し、そのまま酒盛りをしたことの話の内容が記されている。その時に大和国吉野・上市・下市にある寺院の還住について長政へ伝えた。それについては本願寺側は越智氏にも「異見」を仰ぐべきであると思ったので、下間頼慶から長政へ伺いをたてた。しかし長政の返事には大和は私が守護であり、私が決めることであるので、心配はいらないと述べていることがわかる。大和の守護は鎌倉期以降興福寺の管轄として委ねられてきたが、長政は守護を自称していた。<sup>⑥</sup> 【史料一四】の信貴山城に移る前の記述であるので、天文年間に入る以前より、大和国とは強い繋がりをもっていたのではないかと考えられる。

またその結果本願寺側も長政の意見に則り、大和国の還住について動いている。また前述でも触れたが、戒重左近将監の「御成敗」に関する事件に関わったりと、このように、長政はこのように自らを守護と自称する程、大和において影響力を強めようとしたことが把握できる。では実質の活動として、長政はどの程度大和において影響力があったのであろうか。再び、『天文日記』の記載に注目したいと思う。『天文日記』では、大和国にある一向宗系寺院の還

住についての記載が少なからず存在する。それによれば、このように記載されている。

【史料一六】『天文日記』天文六年（一五三四）十月二日条

本善寺并勝林坊ヨリ両所還住之儀、越智方相調候、勝林ハはや可被立歸由候、本善寺事ハ越智未返事候、雖然同可有還任由候、此旨片岡申事、此嘸も以片岡ニあつかわせたるよし候、越智方之儀ハ調候間、木沢方へ自此方以使還住事申候て、との申され事候、

右の記載によると、本善寺と勝林坊はいずれも吉野に属している本願寺の寺院である。この二つの寺院の還住は越智氏が対応し、勝林坊はすぐに還住されたが、本善寺については未だ越智から返事がない状態であった。片岡という人物については詳細が不明であるが、片岡に相談し、その上で木沢長政へ使者を遣わして還住について相談したことが述べられている。さらにはこの後も両寺の還住については続き、木沢長政から還住について再度「申付」が行われている。このやりとりには越智氏の名前が見られない。本願寺がこのように措置したのは、越智氏が返事を出さなかった落ち度にある。しかしこのように、現地国人が対応しなかった場合、本願寺が頼ったのは木沢長政であることがわかる。長政は自らを大和守護と名乗った背景には、着々と大和において権限があることを周囲に認識させるように仕向けていた。長政に頼らせることで、在地国人を凌ぐ権限をもつようになったと考えられる。また本願寺側での行動以外で、長政が守護と名乗る由縁として次の史料を確認したい。

【史料一七】木沢長政書状<sup>38</sup>

為今後一揆蜂起

過急相惣国中段



米事、御懇望旨

令免許上者不可

有相違候、恐々謹言、

木沢左京亮

天文六

長政(花押)

十二月廿七日

法隆寺

年会(立カ)師御坊

右の史料にある一揆蜂起については、『天文日記』<sup>(39)</sup>で確認することができる。この際に長政は、催促する段米の免許を法隆寺の希望に沿って免許していた。史料中で意味や文字が取りにくい表現や書止文言でこの史料がどのような分類に属するものであるのか気になる点があるが、長政は独自でこのような段米の徴収を行っていた。

## 二 大和国人とのかわり

一方で、大和の中枢であった興福寺へも介入を行っている。それについても合わせて確認していきたい。

【史料一八】『大館常興日記』天文八年(一五三九)六月二十九日条

一南都春日社御神供事二興福寺供目代申御下知事、

一昨日(諏訪長尾)誠信(飯尾連)飯和兩人披露之、仍被成之、就其筒井并木沢左京亮方へ愚札事所望 候由雜掌ゆる木申之間、書状

遣之、仰之詞を八不入申之也、取次富森 （信濃） 左京亮、

右の史料によれば、興福寺の供目代から大和春日社の御神供の御下知について、幕府奉行人から披露があり、無事將軍から御下知がなされている。それに関連して、筆者は將軍義晴の内談衆の一人である常興から一筆ほしいと長政と筒井氏が興福寺雑掌を通し、申し出ている。ここから、長政は興福寺に対し何らかの権限をもって常興に書状の催促をしたのだと考えられる。さらには、長政と同時に常興に対し書状を所望した筒井氏と協力関係にあった行動が見られる。

【史料一九】『大館常興日記』天文九年（一五四〇）九月二九日条

一日行事撰 （撰津元造） 豆州 （細川俊元） 佐 （大館常光） 来臨、摂州被申云南部興福寺より以奉行 （頼朝） 兩人言上、木沢左京亮与小替又八郎令和与候て十市兵部少輔方へ取懸及合戦候、此段国中之乱社家寺家滅法此事候、互申談之静謐候可為肝要候段、被成下御下知者可畏存候趣、申状如此伺申之処、各可申談候由被仰出之云々、仍いかにも静謐之段御下知無別儀存候由、各申之、

ここでは、長政が小替又八郎と和をしたことで大和国人の十市遠忠へ合戦を仕掛けたことが記されている。内談衆はそれについて將軍義晴から御下知を出してもらおうべきか吟味しているが、後日の記録でその経過が記されている。

【史料二〇】『大館常興日記』天文九年一〇月一四日条

一ゆる木申候越智、木左筒井方へ之書状遣之、国属無事候様、可被申談事千万肝要存候由申之也、取次富左也、

その後の経過では、興福寺雑掌の柚留木氏から越智氏が木沢長政と筒井方へ大和を荒らさぬよう軍事行動を控えるような書状を送った様子が見られる。この軍事行動の流れから長政と筒井氏は共闘関係にあったことが窺い知れる。また戒重氏の件で大仏供上庄の外護職を与えられた十市氏と何らかの問題があり敵対関係に変わったと考えられるだろう。

小括以上この章では大和における長政の行動を追って確認してきた。長政は、畠山氏が以前より大和国人と密接した関係を築いたことにより、大和へ注目した。「大和守護」を自称し、信貴山城に拠点を移すと、段米の免許や将軍の御下知である春日社の御神供について関わりを持ち、元々の守護権力である興福寺や春日社等の寺社へ接近した。また大和国人との関わりを深めている。前章で十市氏は長政の獲得した「御成敗」の権限より、恩恵を受けていたが、【史料二〇】の天文九年段階になると十市氏とは敵対関係にあった。一方で筒井氏とは共闘関係にあったと考えられる。また越智氏とも友好関係かは把握できないが、本願寺寺院の還任の権限を長政が侵害していたことや、越智氏が十市氏と長政の間を取りもつ等お互いにやりとりがあつたことは確認できた。長政は大和国人を掌握することにより、もとより在氏を傀儡化して押さえていた河州とは異なる権力化を形成しようと試みていたと考えられる。

## おわりに

木沢長政の活動動向を河内義就流畠山氏・細川晴元・大和を通して見てきた。

河内では木沢氏独自の保証を形成し、細川被官としては本願寺交渉での重要な立場を担った。さらには幕府へと繋がりが、その権限を利用した長政は大和へ影響を与えた。そしてその大和では国人衆との協力関係を基礎として、長政は大和で着実な権力化を進めていた。

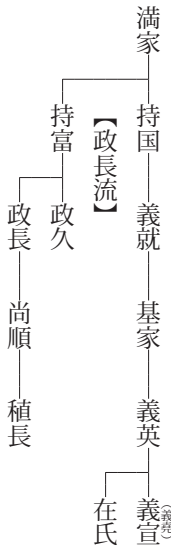
木沢長政はその動向から晴元被官または畠山氏被官という立場よりも、むしろ二つの枠を飛び出した第三の勢力立

場として活動をしようにする目的を持つていたと考えられる。後長政が亡くなった後、三好氏が河内で実権を握った政長流畠山氏（遊佐長教）を味方に取り入れ、大和に対して松永久秀を信貴山城・多聞山城に配置・支配をすることから、長政の築いた方法を踏襲した。それは三好氏の権力基盤の一部へと繋がる可能性が考えられる。今回は詳細に触れられなかったが、木沢長政死後の影響する三好氏の検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 天野忠幸氏「結論と展望」（『戦国期三好政権の研究』所収、清文堂出版、二〇一〇年）。
- (2) 「畠山系図」「両畠山略系図」（『統群書類従』第五輯上系図部所収）及び弓倉弘年氏「管領家畠山氏」系図（『中世後期畿内近国守護の研究』所収、二〇〇六年、清文堂出版）参考の元、簡易作成。

【義就流】



【政長流】

- (3) 『細川両家記』享禄五年（一五三二）六月一五日条。
- (4) 弓倉弘年氏「戦国期河内畠山氏の動向」（『国学院雑誌』八三号、一九八二年、国学院大学出版部）及び「戦国期義就流畠山氏の動向」（『中世後期畿内近国守護の研究』所収、二〇〇六年、清文堂出版）。
- (5) 小谷利明氏「戦国期の河内国守護と一向一揆勢力」（『畿内戦国期守護と地域社会』所収、清文堂出版、二〇〇三年）。
- (6) 天野忠幸氏「摂津における地域形成と細川京兆家」（『戦国期三好政権の研究』所収、清文堂出版、二〇一〇年）。

- (7) 矢田俊文氏「戦国期河内国畠山氏の文書発給と銭」(『ヒストリア』一三二号、大阪歴史学会、一九九一年)。
- (8) 遊佐順盛に関する史料は、永正元年(一五〇四)七月一八日付「遊佐就盛折紙写」(『観心寺文書』、『大日本古文書』家分け六)五八二号、木沢長政に関わる史料は文中の【史料四】、後註(11)に該当する。
- (9) 室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七号、一九九〇)後に「紀伊守護家畠山氏の支配体制」『中世後期畿内近国守護の研究』所収、清文堂出版、二〇〇六年)。
- (10) 『醍醐寺文書』(『大日本古文書』家分け第一九)一四四号。
- (11) 『葛原家文書』(『和歌山県史』中世史料一所収)八三号。
- (12) 『天文日記』天文七年(一五三八)七月四日条。
- (13) 今谷明氏「室町時代の河内守護」(『守護領国支配機構の研究』所収、法政大学出版社、一九八六年)『藤井寺市史』第一巻(今谷氏執筆分、藤井寺市史編さん委員会、一九九七年)。
- (14) 弓倉弘年氏「天文年間河内半国体制考」(『中世後期畿内近国守護の研究』所収、清文堂出版、二〇〇六年)。
- (15) 『観心寺文書』(『大日本古文書』家分け第六)三八〇号。
- (16) 『天文日記』天文七年十一月二五日条には、長政の与力衆として「窪田へ、三種五荷」樽が送られていることが確認できる。
- (17) 『観心寺文書』(『大日本古文書』家分け第六)二二七号。
- (18) 『金剛寺文書』(『大日本古文書』家分け第七)二五四号。
- (19) 『観心寺文書』(『大日本古文書』家分け第六)二三五号。
- (20) 『天文日記』天文九年(一五四〇)七月八日条。
- (21) 前註(6)の「遊佐就盛奉書」に該当する。

- (22) 小谷利明氏「戦国期の守護家と守護代家——河内守護畠山氏の支配構造の変化について——」(『研究紀要』三号、八尾市民俗資料館、一九九二年) 後に「戦国期の守護権力——判物発給者——」(『畿内戦国期守護と地域社会』所収、清文堂出版、二〇〇三年)。
- (23) 天文六年(一五三七)十一月三日付「畠山在氏安堵状」(『観心寺文書』、『大日本古文書』家分け第六)二三四号。
- (24) 『言継卿記』享祿五年(一五三二)六月二〇日条。
- (25) 『私心記』天文元年(一五三三)八月二二・二四日条。
- (26) 『細川両家記』天文二年(一五三三)五月二〇日条。
- (27) 石田晴男氏「両山中氏と甲賀「郡中惣」」(『史学雑誌』九五号、公益財団法人史学会、一九八六年)。
- (28) 天文三年(一五三三)七月二日付「日初軒書状」(『内閣文庫蔵曇花院殿古文書』)等。
- (29) 『春日神社文書』(春日神社社務所編纂、一九二八年)一五二号。
- (30) 『大館常興日記』第三卷「天文十年十月記裏書」所収、年月日未詳「某書状」(『統史料大成』第一七卷二二二・二三頁、臨川書店、一九六七年)。
- (31) 天文七年二月二九日付「十市遠忠披露状」(『春日神社文書』一八三号)。
- (32) 天文六年二月七日付「越智家頼披露状」(『春日神社文書』一六九号)によると、一方で越智氏の惣領である家頼もこの「御成敗」に同意していたことがわかる。
- (33) 『親俊日記』天文七年一月二六日条。
- (34) 応仁の乱以後の畠山氏及び大和国人の抗争に関しては、朝倉弘氏「応仁の乱における大和国人衆の動向」「戦国争乱(一)——越智・筒井両党の抗争——」「戦国争乱(二)——京衆等の大和侵入と大和国人一揆——」(『奈良市史』一一大和武士所収、名著出版、一九九三年)に詳しい。
- (35) 『二条寺主家記抜萃』天文二年(一五三三)九月十二日条。

(36) 『国史大辞典』「大和国」「興福寺」(永島福太郎氏著)及び「守護」(福田豊彦氏著)の項、特に「興福寺」の項では、室町幕府の成立で守護職(大乘院・一乘院の両門跡が分掌)、また「大和国」の項では、將軍足利義教の時期に筒井某は將軍家扶持人となった。筒井氏は当時、興福寺官符衆徒団(衆中)の棟梁に任ぜられ、奈良代官兼大和守護代となっていたことを言及している。

(37) 『天文日記』 天文六年(一五三七) 十月七・二三日条。

(38) 『法隆寺文書』(東京大学史料編纂所影写本)。

(39) 『天文日記』 天文六年二月十五日条。